〇建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)

#### (分別解体等実施義務)

- 第九条 特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が第三項又は第四項の建設工事の規模に関する基準以上のもの(以下「対象建設工事」という。)の受注者(当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請負人を含む。以下「対象建設工事受注者」という。)又はこれを請負契約によらないで自ら施工する者(以下単に「自主施工者」という。)は、正当な理由がある場合を除き、分別解体等をしなければならない。
- 2 前項の分別解体等は、特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別すること を確保するための適切な施工方法に関する基準として主務省令で定める基準 に従い、行わなければならない。
- 3 建設工事の規模に関する基準は、政令で定める。
- 4 都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、特定建設資材廃棄物の再資源 化等をするための施設及び廃棄物の最終処分場における処理量の見込みその 他の事情から判断して前項の基準によっては当該区域において生じる特定建 設資材廃棄物をその再資源化等により減量することが十分でないと認められ る区域があるときは、当該区域について、条例で、同項の基準に代えて適用 すべき建設工事の規模に関する基準を定めることができる。

(対象建設工事の届出等)

- 第十条 対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の七日前までに、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
  - ー 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
  - 二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
  - 三 工事着手の時期及び工程の概要
  - 四 分別解体等の計画
  - 五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資 材の量の見込み

六 その他主務省令で定める事項

- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち主務省令で 定める事項を変更しようとするときは、その届出に係る工事に着手する日の 七日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届 け出なければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る分別解体等の計画が前条第二項の主務省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から七日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る分別解体等の計画の変更その他必要な措置を命ずることができる。

(国等に関する特例)

第十一条 国の機関又は地方公共団体は、前条第一項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

- 〇建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令 (平成 12 年政令第 495 号)
- 第二条 法第九条第三項の建設工事の規模に関する基準は、次に掲げるとおり とする。
  - 一 建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規 定する建築物をいう。以下同じ。)に係る解体工事については、当該建築物 (当該解体工事に係る部分に限る。)の床面積の合計が八十平方メートルで あるもの
  - 二 建築物に係る新築又は増築の工事については、当該建築物(増築の工事 にあっては、当該工事に係る部分に限る。)の床面積の合計が五百平方メー トルであるもの
  - 三 建築物に係る新築工事等(法第二条第三項第二号に規定する新築工事等をいう。以下同じ。)であって前号に規定する新築又は増築の工事に該当しないものについては、その請負代金の額(法第九条第一項に規定する自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。次号において同じ。)が一億円であるもの
  - 四 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については、その請負 代金の額が五百万円であるもの
- 2 解体工事又は新築工事等を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなして、前項に規定する基準を適用する。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りでない。

記載例

#### 届出書

神奈川県	知事	₽π.		平成 22年(	ЈЛ О п
	<u>市区町村長</u> ) フリガナ	<u> </u>		サイシザンカ	
発注者又は自主施工者	の氏名 (法人にあっ				F-P-
			×)電話番号 <b>0463</b> 市ムムームム	5 – 00 – <b>x</b> ××	×
(転居予定先)	1		<u>P                                    </u>	- 000 - xxx	×
	住所 <b>一神奈</b> [	川県横浜市の	00-0C		
建設工事に係る資材の再	再資源化等に関す	る法律第10条第	51項の規定により、	下記のとおり届	け出ます。
		記			
1. 工事の概要	へへは今初4	<b>一</b> 本			
<u></u>	○○住宅解体		^ ^		
②工事の場所 ③工事の種類及び規模	<b>冲奈川県伊勢</b>	尿中△△一			
建築物に係る解体]	[事	用途 <b>專用住</b>	<b>き_</b> 、階数 <b>2</b> _	、工事対象床面	面積の合計 <u>100</u>
□建築物に係る新築ス	又は増築の工事	用途	、階数	、工事対象床面	面積の合計
□建築物に係る新築□	E事等であって新	築又は増築のエ	[事に該当しないも	0	
		用途	、階数	、請負代金	万円
□建築物以外のものに ④請負・自主施工の別:	に係る解体工事又	は新築工事等	請負代金	万円	
①氏名(法人にあっては (郵便番号 〇〇〇-×				解体 解体	/KEP
(郵便番号 ○○○-×	xxx) 電話番号	044 - 000	1/	解体 解体	403/
(郵便番号 ○○○-× ②住所 <b>神奈川県川</b> ③許可番号(登録番号)	·×××)電話番号 <b> 崎市○○一</b> △	044 - 000	1/	<b>                                      </b>	40X1
(郵便番号 ○○○-× ②住所 <b>神奈川県川</b> ③許可番号(登録番号) □建設業の場合	:×××)電話番号 <b>【崎市○○一</b> △	<b>044</b> − 000 \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	-××××		
(郵便番号 ○○○-× ②住所 <b>神奈川県川</b> ③許可番号 (登録番号) □建設業の場合 建設業許可	*** )電話番号 <b>【崎市〇〇一</b> <u>/</u> 	<b>044</b> − ○○○ 知事 <u>(</u> –	)		
(郵便番号 ○○○-× ②住所 <b>神奈川県川</b> ③許可番号(登録番号) □建設業の場合	*** )電話番号 <b>【崎市〇〇一</b> <u>/</u> 	<b>044</b> − ○○○ Δ 知事 <u>(</u> –	)		
(郵便番号 ○○○-× ②住所 神奈川県川 ③許可番号 (登録番号) □建設業の場合 建設業許可 定任技術者 (監理技 解体工事業の場合 解体工事業登録	***) 電話番号 <b>【崎市○○一</b> <u>/</u>	<b>044</b> − 000 ΔΔ 知事 <u>( −</u>	) 		
(郵便番号 ○○○-× ②住所 神奈川県川 ③許可番号(登録番号) □建設業の場合 建設業許可 定任技術者(監理社 ・ 解体工事業の場合	***) 電話番号 <b>【崎市○○一</b> <u>/</u>	<b>044</b> − 000 ΔΔ 知事 <u>( −</u>	) 		
(郵便番号 ○○○-× ②住所 神奈川県川 ③許可番号 (登録番号) □建設業の場合 建設業許可 定任技術者 (監理技 解体工事業の場合 解体工事業登録	***、)電話番号 【崎市〇〇一 <u>/</u> 一大臣□! 技術者)氏名 <u></u> 神奈川 知事 神奈川 一郎	<b>044</b> − ○○○	- xxxx ) 号 号	_号(	
(郵便番号 ○○○-× ②住所 神奈川県川 ③許可番号(登録番号) □建設業の場合 建設業許可 定任技術者(監理技 解体工事業の場合 解体工事業登録 技術管理者氏名 3.対象建設工事の元請業	***、)電話番号 【崎市〇〇一 <u>/</u> 「大臣□ 支術者)氏名 神奈川 知事 神奈川 一郎 養者から法第12条 いで自ら施工する	<b>044</b> − ○○○	- xxxx ) 号 号	_号(	
(郵便番号 ○○○-× ②住所 神奈川県川 ③許可番号(登録番号) □建設業の場合 建設業許可 主任技術者(監理技 解体工事業登録 技術管理者氏名 技術管理者氏名 (請負契約によらない 平成 22年 ○月 △	***、)電話番号 【崎市〇〇一 <u>/</u> 「大臣□ 支術者)氏名 神奈川 知事 神奈川 一郎 養者から法第12条 いで自ら施工する	<b>044</b> − ○○○	- xxxx ) 号 号	_号(	
(郵便番号 ○○○-× ②住所 神奈川県川 ③許可番号(登録番号) □建設業の場合 建設業許可 主任技術者(監理技 解体工事業登録 技術管理者氏名 技術管理者氏名 至成 22 年 ○月 △ 4. 分別解体等の計画等 建築物に係る解体」	****)電話番号 <b> 崎市○○一</b>	<b>044</b> − ○○○ Δ  知事( −  ○×Δ□  第1項の規定に 場合は記載不要	- xxxx ) 号 号	_号(	
(郵便番号 ○○○-× ②住所 神奈川県川 ③許可番号(登録番号) □建設業の場合 建設業許可 主任技術者(監理技 解体工事業登録 技術管理者氏名 技術管理者氏名 で 対象建設工事の元請執 (請負契約によらない 平成 22 年 ○月 △	****)電話番号 <b> 崎市○○一</b>	<b>044</b> − ○○○ △△	- xxxx ) 号 号	_号(	
(郵便番号○○○-× ②住所 神奈川県川 ③許可番号(登録番号) □建設業の場合 建設業許可 上任技術者(監理技 解体工事業登録 技術管理者氏名 技術管理者氏名 ・ 技術管理者氏名 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	****、)電話番号 <b> 崎市</b> 〇〇一 <u>/</u>   大臣□! 技術者)氏名   神奈川 一郎   神奈川 一郎   神奈川 一郎   さままする。   日   上事についてはは、   上事についてはは、   上事にのいてはは、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に	<b>044</b> − ○○○ △△	- xxxx ) 号 号	_号(	
(郵便番号○○○-× ②住所 神奈川県川 ③許可番号(登録番号) □建設業の場合 建設業許可 主任技術事業の場合 解体工事業登録 技術管理者氏名 3. 対象建設工事の元請請 (請負契約によらない 平成 22 年 ○ 月 △ 4. 分別解体等の計画等 建築物に係る新築コ 建築物以外のものに	****、)電話番号 <b> 崎市</b> 〇〇一 <u>/</u>   大臣□! 技術者)氏名   神奈川 一郎   神奈川 一郎   神奈川 一郎   さままする。   日   上事についてはは、   上事についてはは、   上事にのいてはは、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に	<b>044</b> − ○○○ △△	- xxxx - xxxx 	号 ( 年月日	工事業)
(郵便番号○○○-× ②住所 神奈川県川 ③許可番号(登録番号) □建設業の場合 建設業許可 主任技術事業の場合 解体工事業登録 技術管理者氏名 3. 対象建設工事の元請執 平成 22 年 ○ 月 △ 4. 分別解体等の計画等 建築物に係る新知いた。 建築物に係る新知いにより記載すること。	****)電話番号 「大臣」」 技術者)氏名 神奈川 一郎 神奈川 一郎 神奈川 一郎 神奈川 一郎 さる。 は第12条。 で自ら施工する。 日 に事等については別に に集る解体工事又に に係る解体工事又に	<b>044</b> − ○○○	- xxxx - xxxx 	号 ( 年月日 · 平成 <b>22</b> 年 △)	工事業) 工事業)
(郵便番号○○○-× ②住所 神奈川県川 ③許可番号(登録番号) □建設業の場合 建設業許可 主任技術者の場合 解体工事業登録 技術管理者氏名  3. 対象建設工事の元請執 平成 22年 ○月 △  4. 分別解体等の計画等 建築物に係外のもこと。 はより記載すること。 5. 工程の概要 別紙の (できるだけ図面、表等を利用	***、)電話番号  崎市〇〇一/   大臣□! 技術者)氏名 神奈川 一郎   神奈川 一郎   養者から施工する。 日   上事についてはは、 にのいてはは、 に、係る解体工事又に と赤い	<b>044</b> − ○○○	- xxxx	—号 (号 年月日 ) <u>平成<b>22</b>年 △</u> ) ) 平成 <b>23</b> 年 △)	工事業) 工事業) 工事業
(郵便番号○○○-× ②住所 神奈川県川 ③許可番号(登録番号) □建設業の場合 建設業許可 主任技術者の場合 解体工事業登録 技術管理者氏名  3. 対象建設工事の元請執 平成 22年 ○月 △  4. 分別解体に係るのものととのにより記載すること。 5. 工程の概要 別紙の	****・***・****************************	<b>044</b> − ○○○	- xxxx	—号 (号 年月日 ) <u>平成<b>22</b>年 △</u> ) ) 平成 <b>23</b> 年 △)	工事業) 工事業) 工事業
(郵便番号○○○-× ②住所 神奈川県川 ③許可番号(登録番号) □建設業の場合 建設業許可 主任技術者の場合 解体工事業登録 技術管理者氏名  3. 対象建設工事の元請す (平成 22 年 ○ 月 △  4. 分別解体等の計画等 建築物に係めるるがにより記載すること。 5. 工程の概要 別紙の (できるだけ図面、表等を利用 (注意)	**** )電話番号  「一人」  「一人 「一人」  「一人」  「一人」  「一人」 「一人」	<b>044</b> − ○○○	- xxxx	号 ( 年月日 ・ <u>平成<b>22</b>年 △</u> ・ <u>平成<b>23</b>年 △</u> こおり」と記載し、別	工事業) 工事業) 工事業

## 記載例※木造の場合

建築物に係る解体工事

### 分別解体等の計画等

建築物	物の構造	★木造 一鉄骨造	□鉄骨鉄筋	コンクリー	・ト造 □鉄筋	第コンクリート説 その他(	± = )
	建築物の状況	築年数_ その他(				* *	,
建築物に関 する調査の 結果	周辺状況	周辺にあ	との最短距	病院 □そ 離 約 <u></u>	f業施設 □学 · の他( <b>1</b> m	<b>丝</b> 校	)
		建築	物に関する訓		工事着	手前に実施する	措置の内容
建築物に関する調査の	作業場所	作業場所 その他(		(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	隣地使用	10承諾洛、道路	使用許可済
	搬出経路	その他(	□有( fの幅員 約 有 □無	) <b>《</b> 加無 <b>4</b> m	交通整理	!員の常駐を計画 :2トントラックを!	
結果及び工 事着手前に 実施する措 置の内容	残存物品	▼有 (エアコ □無	>	)	工事施工	こまでに搬出する	
	特定建設資材への付着物	□有 ( <b>■</b> 無	_	)			
	その他		(石綿含有ス 使用機器有り		「山 石綿作業 フロン類」	注任者を選任済 回収済	
工 程 ①建築設 と の	工程 対備・内装材等		建築設備·内 ☑有 □無	作業内容 ]装材等の耳	: 取り外し	<ul><li>分別解体</li><li>手作業</li><li>□ 手作業・機械</li><li>併用の場合の理由</li></ul>	作業の併用
作 ② 屋根ふ 業 内	,		屋根ふき材( ●有 □無		- T ). Ide	<ul><li>● 手作業</li><li>□ 手作業・機械 併用の場合の理由</li></ul>	作業の併用
及び	及び上の特色部分で		外装材・上音 ▼有 □無 基礎・基礎			□ 手作業 手作業・機械 □ 手作業	作業の併用
解 ④基礎・基礎ぐい			有 □無			→ 千斤未 手作業・機械 □ 手作業	作業の併用
方 (s) その他 ( ) 工事の工程の順序			その他の取 □有 <b>無</b>		$\rightarrow 2 \rightarrow 3 \rightarrow 4$	□ 手作業・機械	作業の併用
	まれが含まれ	る場合	□その他( その他の場	合の理由( ける木材の分別 可	別に支障となるを	建設資材の事前の取上、取り外しがで	
建築物に用いられた建設資材の量 廃 特定建設資材廃棄物の種			▲ 種類	·	<b>40</b> トン 量の見込み		
棄の量の見	込み及びその多 建築物の部分		<b>♥</b> コンクリ・	ート塊	25 トン		3
生 見 込			□アスファルト・コン 建設発生シ		トン		<ul><li>3 □4</li><li>3 □4</li></ul>
	建築設備・内装材等	②屋根ふき	材 ③外装材・」	上部構造部分	<b>10</b> トン ④基礎・基礎ぐい		
備考							

別表1

# 記載例※鉄筋コンクリート造の場合

(A4) 建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築均	物の構造	□木造 □鉄骨造		コンクリー リートブロ、		デコンクリート造 ・の他 (	)
	建築物の状況	築年数_ その他	<b>30</b> 年、村		棟	, ,	)
建築物に関 する調査の 結果	周辺状況	周辺にあ	ある施設 □信	病院 □その	業施設 □学 の他( ┃m	· 校	)
			物に関する調	査の結果	工事着手	手前に実施する措	置の内容
	作業場所	作業場所		不十分   <b>                                   </b>	隣地使用	の承諾済、道路使	用許可洛
建築物に関する調査の	搬出経路	障害物 前面道路 通学路 その他	□有( 各の幅員 約_ ▼有 □無	) <b>《</b> 無 <b>4</b> m		員の常駐を計画 2トントラックを準	備
結果及び工 事着手前に 実施する措 置の内容	残存物品	無	リエアコン	)	適正処理 工事施工	の実施 までに搬出する	
	特定建設資材への付着物	√有 ( <b>吹付!</b> · □無	<b> 石綿</b>	)	適正処理 近隣対策	の実施 及び諸官庁届出済	<b>§</b>
	その他		〔(石綿含有スレ 使用機器有り	一ト板)有り	石綿作業フロン類に	注任者を選任済 回収済	
工 程 ①建築設 と の	工程 対備・内装材等		建築設備·内 ☑有 □無		り外し	→ 分別解体等 → 手作業 □ 手作業・機械作 併用の場合の理由(	業の併用
作 ②屋根ふ 業 内	、き材		屋根ふき材の□有 ■無	取り外し		<ul><li>□ 手作業</li><li>□ 手作業・機械作併用の場合の理由(</li></ul>	
及びの外表が	- 19		外装材・上部 ▼有 □無			□ 手作業 ■ 手作業・機械作	業の併用
解体力法       ①多くの他()		▼有 □無	いの取り場	<b>要し</b>	□ 手作業 ● 手作業・機械作	業の併用	
			その他の取り壊し □ 有 <b>が</b> 無 □ 上の工程における①→②→③→(			□ 手作業 □ 手作業・機械作	業の併用
工事の工程の順序  ●内装材に木材が含まれる場合			<b>₩</b> その他( <b>」</b> その他の場合	<b>-の工程にお</b> うの理由( <b>盾</b> る木材の分別 「	ける①→3→ を根ふき材が無	4の順序	) ) 外し )
建築物に用いられた建設資材の量 廃 特定建設資材廃棄物の種			▲種類	11	<b>00</b> トン 量の見込み	発生が見込まれる	3部分 (注)
棄の量の見	は日本の発生が見 にはなみびその発生が見り は は は は は は は は は は は は は は り に り に り		コンクリー	- ト塊	<b>950</b> トン		
生見込			■ 建設発生木		トン	<u>5</u>	3 <u>4</u>
<b></b>	建築設備・内装材等	②屋根ふき	 材 ③外装材・上	部構造部分 ④	<b>80</b> トン 基礎・基礎ぐい	<u></u>	
備考							

記載例※新築の場合

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)
分別解体等の計画等

_	出田土、	7 4十 /一 7 井 三几	コンク		PT J	/ H I F	及び鉄から成る建設資材	_	
		る特定建設 の種類			・コンクリ		が 大が 大材		
建築物の状況			築年数		ーユンフラ F、棟数		棟		
建築物に関	EN 13 17 17 17 1	その他	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
	周辺状況	周辺にある施設 <b>★</b> 住宅 □商業施設 <b>★</b> 学校							
す	る調査の	1475-1/(1)	) II J Z 1 C U	) O NEHX	□病院		)他( <b>幼稚園</b> )		
	結果		動抽捨界	マンの 最知					
			敷地境界との最短距離 約 <u>2</u> m その他( <b>幹線道路(国道)沿い、交通量多い</b> )						
			( 村林厄咕(国起 / ha · · · · · · / · · · · · · · · · · · ·						
			建築物に関する調査の結果 工事着手前に実施する措施						
		作業場所	<b>佐</b>						
		TF未场的		作業場所 ▼十分 □不十分					
			その他			)	道路使用許可を取得		
				_					
建氯	築物に関	搬出経路	障害物	<b>▼</b> 有(オ	・舗装 )	□無			
	る調査の		前面道路	各の幅員	約 <u>12</u>	m	敷鉄板設置により工事用道路の確保		
	果及び工		通学路 ▼有 □無				交通整理員の常駐を計画		
	着手前に 施する措		その他	<b>大型</b> 重	交通可能	)			
	の内容	特定建設資材への			V V V.II				
		付着物(修繕・模	(			)			
		様替工事のみ)				,			
		7 0 lil	□無						
		その他							
			無し						
I	○ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	工程		Sil D. L.L.	- I. F		作業内容		
程	①造成等			造成等の	)工事 ♥	有 凵笋	無		
と	② 基礎・	基礎ぐい		基礎・基	基礎ぐいの	丁事 ◀			
の	₹ H	2.0C ( )					•		
作	(3)上部構造部分・外装		上部構造部分・外装の工事 ●有 □無						
業 内 ④屋根 容 ⑤建築設備・内装等		屋根の工事 ▼有 □無							
		建築設備・内装等の工事				有□無			
		Zolli o z t							
⑥その他 ( <b>45</b> )			その他の工事 ♥ 有 □無						
廃	( <b>仮設</b> ) 廃 特定建設資材廃棄物の種				工业	H	♣の目;ス 4 【使用する部分又は発生が	見	
棄 の量の見込み並びに特別物 材が使用される建築物の		建設資	l 🛦	種類		込まれる部分(注)	<i>_</i>		
			■コンク	リート塊	7				
発出		設資材廃棄物の		777-1	l. 71/51 l4	Á	<b>20</b> トン <b>1</b> .5 □ 6 <b>1</b> .10 □ 2 □ 3 □ 4		
生 見込まれる建築物の部分		アスファルト・コンクリート塊			<b></b>	2 \> \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \			
見込量				建設発	性木材				
量	())	of the Attended to	der till vil, der d	11 H	7.10 A +b /d-	50 6th 1 NH	10 by <b>7</b> 5 <b>7</b> 6		
<b>徒</b> =		告成等 ②基礎 ③上	部構造部分	・外装 4	屋根 ⑤建築	設備・内装	装等 ⑥その他	$\dashv$	
備者	<del>J</del>								
								1	

<sup>□</sup>欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。